

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求のうち、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年1月12日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）について、保護費（生活扶助）の算定における収入認定額を38,308円と決定した部分のうち、38,306円を超える部分を取り消し、本件処分2のその余の部分に係る審査請求並びに同日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び保護変更決定処分（以下「本件処分3」という。）に係る各審査請求については、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った本件処分1、本件処分2及び本件処分3（以下、本件処分1ないし本件処分3を併せて「本件各処分」という。）について、いずれもその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分は違法又は不当である旨主張している。

現在も介護保険料は支払われていない。なぜ、介護保険料が引かれる

のか。前の担当者が介護保険料を着服又は横領していた疑いがある。また、セクハラ、パワハラともとれる言動もある。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求のうち、本件処分2について保護費（生活扶助）の算定における収入認定額を38,308円と決定した部分のうち、38,012円を超える部分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して取り消すべきであり、本件処分2のその余の部分並びに本件処分1及び本件処分3の取消しを求める各審査請求はいずれも理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月25日	諮問
平成30年11月 7日	審議（第27回第2部会）
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）
平成31年 2月15日	審議（第30回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）

により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。そのため、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護基準となる金額から控除されることになる。

- (2) 法25条2項によれば、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。
- (3) 法61条によれば、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、（中略）すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」とされている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号厚生省事務次官通知。以下「次官通知」という。）によれば、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、適正に認定すること」とされている（第8・2）。

(5) 就労収入

次官通知によれば、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費で次官通知第8・3・(4)によるもの）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」とされている（第8・3・(1)・ア）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、「基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること」とされ、「基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によること」とされている（第8・3・(1)・ア及びイ）。次官通知によれば、収入金額別区分が43,000円～46,999円の1人目の基礎控除額は、18,000円とされている（第8・3・(4)別表基礎控除額表（月額））。

(6) 年金等の収入

局長通知によれば、「恩給法、厚生年金保険法、（中略）による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること」、「老齢年金等で介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること」とされている（第8・1・(4)）。

2 本件各処分について

(1) 本件処分2

処分庁は、本件就労申告及び本件年金申告により、請求人に係る平成30年2月分の保護費について、就労収入を18,840円（44,466円（平成29年10月分ないし同年12月分の収入合計額の3か月平均額）－18,000円（基礎控除額）－7,626円（平成29年10月分ないし同年12月分までの通勤手当の3か月平均額））と、年金収入を19,468円（23,368円（年金受給月

額) - 3, 900円(介護保険料月額))と認定したことが認められる。

しかし、年金収入について、年金受給額を23,366円(46,732円÷2)と認定すべきところ、23,368円と認定していることが認められる。

したがって、本件処分2は、年金収入については、本来の受給額(23,366円)よりも多く認定(23,368円)されている結果、平成30年2月分の保護費(生活扶助)の算定上、収入認定額が2円過大となり、保護費(生活扶助)の算定に、次官通知(第8・3・(1)・ア)及び局長通知(第8・1・(4))に照らして誤りがあることが認められることから、収入認定額において正当な金額38,306円を超える部分は、上記次官通知及び局長通知に反することが直ちに違法とまでは言えないとしても、不当なものと言わざるを得ないから、取り消すのが相当である。

(2) 本件処分1及び本件処分3

処分庁は、本件就労申告及び本件年金申告により、請求人に係る平成30年1月分の保護費について、就労収入を18,840円(44,466円(平成29年10月分ないし同年12月分の収入合計額の3か月平均額) - 18,000円(基礎控除額) - 7,626円(平成29年10月分ないし同年12月分までの通勤手当の3か月平均額))と、年金収入を19,464円と認定し、平成30年3月分の保護費について、就労収入を18,840円(44,466円(平成29年10月分ないし同年12月分の収入合計額の3か月平均額) - 18,000円(基礎控除額) - 7,626円(平成29年10月分ないし同年12月分までの通勤手当の3か月平均額))と、年金収入を19,464円と認定したことが認められる。

以上のとおり、本件処分1及び本件処分3は、法25条2項の規定に則ってなされたものと認められ、収入の認定においても適正になさ

れたものと認められる。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件各処分が違法又は不当である旨主張しているものと解される。

しかし、処分庁は、本件各処分における年金収入の認定に当たって、介護保険料に相当する額（月額3,900円）を適正に控除（収入認定の対象外）していることが認められることから、この点に関する請求人の主張には理由がない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来